

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成20年9月3日(水)

開会 13時30分

閉会 15時00分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、竹下謙委員、井村正勝委員、山根一枝委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 予算経理室長 中川弘巳 予算経理室主事 杉田直樹

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室副室長 川口朋史

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室指導主事 森典英

特別支援教育室長 土肥稔治 特別支援教育室指導主事 草川裕美子

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田 猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

社会教育・文化財保護室副室長 森川常厚 社会教育・文化財保護室副室長 高島章寛

生活・文化部

文化振興室長 鳥井隆男

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第24号 三重県文化財保護審議会委員の任命について

議案第25号 三重県立図書館協議会委員の委嘱について

議案第26号 職員の懲戒処分について

審議結果

原案可決

原案可決

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

報告2 平成21年度使用教科書の採択について

7 審議の概要

・開会宣告

丹保委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成20年8月21日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

井村正勝委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第24号、25号、26号が人事案件のため非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告題1, 2を先に行い、その後、非公開の議案を番号順に審議することを確認する。

・審議内容

報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（公開）

（予算経理室長説明）

「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について」別紙のとおり報告する。公用車による交通事故について、平成20年8月13日に知事が損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をいたしましたので、これを9月16日開会の県議会第2回定例会に報告することになります。そのため事前に教育委員会に報告するものです。事故の内容については、表の損害賠償の義務の発生原因となる事実の欄をご覧ください。平成20年4月28日に四日市市智積町地内の市道において発生した、県立四日市中央工業高等学校に係る自動車による公務上の事故です。もう少し詳しく事故の内容をご説明申し上げますと、学校の用務で銀行に行った際に銀行の駐車場に入ろうとしたところ、その駐車場の入り口が狭かったために、やや右に膨らんで左折をしました。そうしたところ、後続の車の右前方部に接触をして、相手方の車の右前方部のバンパー及びヘッドライトを破損したものです。相手方の損害については物損のみであり、過失割合は県が80%、相手方が20%であったために、相手方の損害額の80%分、この表の右から2つ目の欄の7万95円の損害賠償額を支払うというものです。なおこの金額は全て加入する保険での対応となります。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 平成21年度使用教科書の採択について（公開）

（高校教育室長説明）

平成21年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校）教科用図書の採択結果について、別紙のとおり報告する。県立学校の手続きの方から先に見ていただきますが、資料の149ページをご覧ください。教科書採択の根拠と手続きということで資料1です。まず採択ですが、県立学校の教科書採択につきましては県立学校の管理運営に関する規則第13条で、校長の内申を受けて県教育委員会が採択するとなっています。教育委員会がありまして、右矢印に委任と書いてありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条・26条によると、教育長に委任をされています。そして2の、事務局事務決裁及び委任規定第3条によって学校教育分野総括室長が専決することとされています。教科書につきましては、一番下の枠囲みにしてありますが、県立学校においては毎年度入学する生徒等に実施する教育課程を定め届け出ることとなっており、それに伴い使用する教科書も毎年度選定する必要があり、各学校よりの内申を受け採択手続きを行っています。149ページの一番下の枠囲みの所は、管理運営に関する規則の中の教育課程の編成と教科書採択についての規定があるところです。そして真ん中の欄の所、各学校の選定手続きですが、5月下旬から7月上旬に各学校では教科別、例えば国語なら国語の担当教科会議による選定が行われます。そして校内全体で保護者の代表とか地域の代表の人も入れた選定委員会による審議を行います。そしてその結果を受けて、校長が決裁をして教育委員会へ7月4日に内申をしていただきました。そして教育委員会事務局の手続きとして、内申を受けると高校教育室と特別支援教育室において選定の理由だとか、書式が整っているかどうかということを確認します。そして再度不十分な所は再提出をお願いして、8月下旬に高校教育室と特別支援教育室による協議を行って、総括室長の決裁を8月26日にいただいて、教育委員会に提出します。次のページですが、これが具体的な採択の関連業務日程です。時期と県教育委員会、

県立学校、事務局内それぞれの所に業務の割振りが書いてあります。先程の説明の所で若干抜けたのが、6月20日から7月4日の時期に法定教科書展示会の開催というのがあります。これは県民に広く教科書を展示して知ってもらうということで、県内8ヶ所で485人の来場者を確認しております。これが関連業務日程です。資料3ですが、そこでどういう事に留意をしながら進めてきたか、作業を進めてきたかということですが、1.適正な教科書選定を行うため、目的の周知と選定の手続きの徹底を図るということで(1)三重県立高等学校及び特別支援学校教科書関係事務担当者連絡会議において、これは5月15日に開催されたものですが、教科書採択に係る説明及び質疑を行うとともに、教科書の選定が適切に行われるよう指導・助言したということで、150ページの5月15日木曜日の欄を見ていただくと、どういう話をしたかということが書いてあります。続きまして、151ページの(2)ですが、平成21年度教科用図書無償給与事務説明会において、特別支援学校小・中学部の教科書の選定が適切に行われるよう指導・助言したということで、これは4月9日木曜日に行ったところです。(3)県立高等学校教務担当者会議において、教科書の選定が適切に行われるよう指導・助言したということで、これは7月29日に教務主任ということで教育課程の編成等の主任に対して行ったものです。2番目、各学校に設置する教科書選定に係る校内委員会において、学校外部の委員を増やす等により選定の透明性を高めるため、先生の主義、主張で教科書採択をしているのではないということをやはり客観的に保護者あるいは外部の人達に理解してもらう為にこういうことをやっております。(1)の平成20年度を見ていただきますと、全ての学校で保護者、地域の関係者の参画をいただいております。20年度県立学校数が78校になっておりますが、これは伊賀白鳳高校がプラス1ということで、農業、工業、商業もまだありますので2年生、3年生の教科書を採択する上にプラス1は伊賀白鳳が来年1年生を迎える為に1校増えたということです。152ページの教科書選定に係る業務の制度を高めるようにするというので、(1)適正かつ公正な教科書の選定が図られるようにする。どういうことを確認したかと言うと、ア、教科書選定理由書の出版社、図書名と記号・番号等の一致。イ、選定理由の妥当性。児童生徒の実態と選定した図書の特徴との相関ということで、あまりに学力が低いのに教科書を難しいのにするとかそういうことはないのかということです。あるいは教育課程、学習場面との相関ということで、教育課程上と教科書が一致しているかどうか。

本書を選定し使用した際の期待される学習効果ということです。そしてウが教育課程と教科書との整合性。(2)指導主事が各校の教育課程と教科書選定の整合性を確認した上で、異なる担当者が同一校を複数回ダブルチェックをかけて、不備が見られた場合は該当校に指摘し改善を求めます。そういう結果、選定の狙いがより明らかになり、子どもの実態に即した教科書の選定が行われました。2つ目、保護者の参加が増えました。教科書選定に関わる手続きや状況等を保護者の理解を得る機会としてとらえており、特別支援学校においては特に保護者の参加が増えたように聞いております。3つ目が選定理由書の内容不備等の指摘事項が年々減少してきて、教科書実務に携わる教員のスキルアップが図られているのではないかとということです。ここで元へ戻っていただきまして、報告題の次の所、ここからが高校です。平成21年度使用教科書採択一覧表(県立高等学校)という所で、1番から78番まで各学校別に並んでおります。教科書採択数がありますが、これは学校の生徒数ではなく、学科とかコースとか単位制とか、そういうような仕組みによって教科書の採択数は増えているということです。一番最後、平成21年度使用の教科書採択数の合計ですが、3,276点ということで、これは平成20年度の採択数に比べますと53点減っております。20年度は3,329点ということで南島校舎がなくなる、あるいは上野の工、商の1年生分がなくなるということで53点の減となっております。

(特別支援教育室長説明)

それでは特別支援学校の教科書採択についてご説明申し上げます。21年度特別支援学校の小・中・高等部で集約した教科書について、各校から提出された内申書に基づいて採択をいたしました。79ページをご覧ください。これが特別支援学校の教科書採択状況です。特別支援学校では児童、生徒の障がいの種類、状況が多様である為、使用される教科書は小・中学校、高等学校の検定済み教科書や特別支援学校用著作教科書及び一般図書の中から選定をされております。検定済み教科書につきましては小学校用は本年度採択の年となっておりますので、各学校の実態に応じた採択がなされました。中学校用は平成17年度に各校採択済ですので本年度の採択はございません。高等部につきましては検定教科書、検定済み教科書は毎年の採択となっております。合計で小学部、高等部合わせて493点。それから著作教科書につきましては、小・中学部、高等部合わせて315点。それから一般図書につきましては小・中学部、高等部合わせて786点。合計1,594点の採択を行ったところです。

【質疑】

竹下委員

149ページの説明のところでは教育課程というのがありましたけれども、これは毎年変わるのですか。

高校教育室長

管理運営に関する規則では毎年度提出するというようになっております。

竹下委員

提出するのだけれども毎年変わっているのですか。1年生、2年生、3年生いつも違う教育課程でやっているのですか。

高校教育室長

変えない学校もあるし変える学校もあるということで、それぞれです。

竹下委員

変えた学校は教科書を変える必要はあるのでしょうかけれども、変えない学校も教科書は全部またチェックし直すわけですか。

高校教育室長

そういうことです。

竹下委員

教科書の中身というのは毎年変わるのですか。

高校教育室長

変わってなくても、需要見込み数ということで文部科学省にこれだけの教科書がいりますということを報告しないといけないわけです。文部科学省はそれを教科書会社に伝えて、教科書会社はよりコストを安くして教科書を印刷にかかるという手順になっています。だから教科書というのは、義務教育の場合は無償ですが、高校は有償なので安く抑える為に、ある一定の需要があるということを教科書会社に報告することで価格を安く抑えているという状況です。竹下委員が言われるように、中身が変わっていないのなら報告しなくてもいいのではないかとということですが。

竹下委員

いや報告するのはいいんですけど、毎年同じ作業を繰り返して同じ説明を毎年聞いていますけど、これだけの作業を毎年続ける場合には惰性に陥るんじゃないかという気がするんですよ。だから例えば何年間か変えないという原則でやって3年に1度ちゃんとチェックするとか、この教科書が効果的だったか駄目だったかということも全部見直しをして、いいのならばそれもまた続けましょとか変えましょとかいろいろ検討するのはいいんですけど、毎年一つ一つやっていくという作業を繰り返すとすると、結局は形式的な形に終わりがちではないかと。まあ形式的にはさっと周到にやったとしてもね、気持ちの方ではそこまでならないことが多いのではないかなという気もするものですから。

高校教育室長

まあそういう点も危惧はされますが、学校現場にありますと、入ってくる入学生徒によって学力差というのはやっぱりあると。例えば、本年度の入試で3月に入った子が合格平均点100点だったと。その子がこの教科書を1年間使ってうまくいけたかなと。だけど来年は80点ぐらいだったというようになると、この教科書でいいんだろかということや学校はやっぱり考えると。1年の定着状況を見ながら、例えば採択は7月ですので3か月か4か月しか新入生は使わないですけど、例えば2、3年生になると1年間ぐるっと回ってくるわけですから、学年間でやっぱり学力の幅が出る。そういう中で学校は同じ数学でも数研出版の数学がいいのか、東京書籍の教科書がより向いているのかとか、そういうことをやはり先生方というのは毎年度チェックを入れていただいているということで、そうすると必ずしも惰性には学校現場はならない。だから教育委員会としてはそういう学校の実態を踏まえて報告を受けておりますから当然そこは慎重にチェックを入れる。ですから変わらないからもうそれで惰性になる危険があってチェックがおろそかになるという指摘も一部あるわけですが、子ども達というのは毎年度出入りがありますから、そのあたりでやっぱり学校現場はしっかりと子ども達に合った教材を採択していただいているということです。

竹下委員

教員の立場から言ったらどうですか。教員の経験者である室長の意見としてね。毎回教科書が変わるとすれば、それにすぐに対応しているのか、それとも同じ教科書で何遍もやっていったらどんどん成熟していくわけですから、その方がやりやすいのかそれはどちらなのでしょう。

高校教育室長

おっしゃるとおりでして、毎年度同じ教科書でやりたいんですね、教員というのは。それでノートを作りますし、あるいは最近でしたらPCを使ってやると。教科書が変わるとまた教材研究を一からしないといけないと。取り扱い表でさえ違いますから、本当は教科書というのは変えたくないんです、教員は。例えば同じ学年でも日本史というのがBとAとありますよね。理系と文系とあるとすると教科書1冊で本当は済ませ

たい、基本的にはですね。ただ子ども子どもたちの学力なりあるいは進路の希望状況を見ると、やはりここには負担を掛けさせてはいけないから教科書を変えようかということで教員は工夫をするということで、そういう辺りのジレンマというのは教員としては必ず抱えております。ただも同じ教科書ですっとやるということと深みは出ますけども、例えば試験なんかやると、毎年同じ傾向の試験になると、先輩から後輩にあの先生の試験はこんな傾向だということになると。そういうことにならないようにすることもやっぱり1つの工夫かなと思っておりますけれども。危惧されておることは十分分かります。

委員長

報告2はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第24号 三重県文化財保護審議会委員の任命について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第25号 三重県立図書館協議会委員の委嘱について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第26号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。